

## 公立学校教職員の懲戒処分の概要

### ○遺失物横領　　信用失墜行為

- (1) 処分年月日 令和7年12月24日
- (2) 処分の量定 停職 1月間
- (3) 所属・職種 県立学校教職員
- (4) 処分の理由 令和7年9月24日、コンビニエンスストア店内に置き忘れてあった他人の財布を、現金を領得する目的で持ち去り、当該財布に入っていた紙幣を抜き取った。後に、当該財布を車窓から道路上に投棄した。